

石川県土木工事特記仕様書〔共通編〕

当該工事の対象は、○印の項目とする。

令和8年4月1日適用

対象

- ☐ 1 検査指定材料 (約款第13条第2項)
- ☐ 2 見本資料指定材料 (共通仕様書第2編第1章第2節第4項)
- ☐ 3 資料指定工種 (~~共通仕様書3-1-1-3第2項~~)
- ☐ 4 段階確認指定工種 (共通仕様書3-1-1-3第6項)
- ☐ 5 立会い指定材料及び工種 (~~約款第14条第1項及び2項~~)
- ☐ 6 中間検査 (共通仕様書1-1-1-24第8項)
- ☐ 7 安全管理
- ☐ 8 施工条件明示
- ☐ 9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実績表（共通仕様書1-1-1-20）
- ☐ 10 使用機械
- ☐ 11 廃棄物処理及び清掃に関する法律による管理表（マニフェスト）制度
(共通仕様書1-1-1-20第2項)
- ☐ 12 コンクリート構造物の品質確保
- ☐ 13 電子納品・情報共有システムの対象
- ☐ 14 工事における創意工夫等の実施状況や総合評価方式における技術提案の履行状況
- ☐ 15 建設リサイクル法の対象
- ☐ 16 自主施工工事の対象
- ☐ 17 ~~ＩＣＴ施工工事の対象~~
- ☐ 18 いしかわ週休２日工事の対象 発注方式：【発注者指定型（現場閉所）】
- ☐ 19 ~~余裕期間制度（フレックス方式）~~ 試行工事の対象
- ☐ 20 ウィークリースタンス等の推進
- ☐ 21 その他
- ☐ 22 -1「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更」および、
-2「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」の対象工事
※運用基準は県のHP「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/kiyun.html>」を参照
- ☐ 23 災害復旧工事における現場環境改善費及び快適トイレの対象
※運用基準は県のHP
- ☐ 24 水路等敷設工事

・本工事は、本特記仕様書〔共通編〕および「石川県土木工事共通仕様書」により施工すること。
・作成する書類については、発注者より特別な指示のない限り「石川県土木工事様式」及び「石川県土木工事施工管理基準」に基づき作成すること。

1 検査指定材料 (約款第13条第2項)

区 分	印	材 料 検 査 の 対 象 と な る も の
1. 不可視部分の材料		(1) 基礎工 (木杭、鋼杭、プレキャストコンクリート杭)
		(2) 矢板類 (木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板、PC矢板)
		(3) 胴木類 (胴木、鉄筋コンクリート胴木)
		(4) 管 類 (鋼管、コルゲートパイプ、鉄筋コンクリート管、 鋳鉄管、合成樹脂製管類、消雪パイプ)
		(5) 暗渠類 (プレキャストボックス)
		(6) 鉄筋類 (普通丸鋼、異形棒鋼)
	○	(7) 目地類 (止水板、目地板、タイバー、スリップバー、 チェアクロスバー)
		(8) 形鋼類 (トンネルの支保工材、基礎杭の補強材)
		(9) 網 類 (法面吹付等及び舗装用金網)
		(10) シート類 (河川海岸用の吸出し防止材、路盤紙)
		(11) アンカー類 (アンカーボルト、ロックボルト、タイロッド、 アンカーケーブル、定着材料)
		(12) マンホール類 (人孔用斜壁及び直壁)
		(13) 土壌改良材 (タンカル等の他肥料を含む)
		(14) 地盤改良材 (セメント系等)
		(15) 基盤材・種子類 (法面緑化)
2. 重要構造物の材料		(1) 橋梁類 (鋼橋及びPC橋の材料)
		(2) 落石及び防雪柵類 (落石防止柵、スノーシェッド、なだれ防止柵、 スノーシェルター)
		(3) 水門類 (ゲートの材料)
		(4) ポンプ及び原動機類
3. その他の材料	○	特に監督員が必要と認めるもの。

(注) 指定材料は、○印とする。

2 見 本 資 料 指 定 材 料（共通仕様書第2編第1章第2節第4項）

JISマーク表示品については、製品にJISマークが表示されていることが分かる写真等を監督員に提示することで、見本または品質を証明する資料の提出を省略できる。

区 分	印	見 本 又 は 資 料 提 出 の 対 象 と な る 材 料
1. 見 本		(1) 塗 料 (鋼橋、水門、鋼矢板、コンクリート面、落石・なだれ防止柵、スノーシェッド各塗装)
		(2) 捨 石 (港湾、海岸及び河川)
		(3) そ の 他 ()
2. 資 料 (検査指定材料以外のもの)	○	(1) コンクリート二次製品 (間知ブロック)
		(2) 形 鋼 類 ()
		(3) リサイクル製品 ()
		(4) リサイクル認定製品 ()
	○	(5) そ の 他 (砕石)
3. その他の材料	○	(1) レディーミクストコンクリート (共通仕様書1-3-3-2)
		JISマーク表示認証製品を製造していない工場で製造する場合は、 配合計画書及び基礎資料を提出 ※上記以外は、省略可
	○	(2) アスファルト混合物 (次のうちいずれかを提出すること)
		・アスファルト混合物事前審査認定書 (写) ・配合設計・試験練り結果報告書 ・実績または定期試験による配合設計・試験練り結果報告書 (小規模工事：500t未満あるいは2,000m ² 未満)

(注) 指定材料は、○印とする。

3 資 料 指 定 工 種（共通仕様書3-1-1-3第2項）

区 分	印	資 料 事 前 提 出 の 対 象 と な る 工 種
1. 資料の事前提出		(1) トンネル (両坑口間の基準点、中心線測量結果)
		(2) P C 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(3) 鋼 橋 (下部工の橋座高、支承間距離測定結果)
		(4) 道路維持 (路面切削計画図)
		(5) 薬液注入 (事前調査)
2. そ の 他		

(注) 指定工種は、○印とする。

4 段階確認指定工種（共通仕様書3-1-1-3第6項）

道 路 編

印	工 種・個 所	項 目	確 認 時 期	摘 要
○	工事測量	位 置	設 定 時	仮B・M、中心線等
	床 掘	土質変化	確 認 時	重要構造物に影響するもの
	埋 戻		開 始 時	各工種共通（重要構造物のみ）
	路床、路体盛土	出 来 形	完 了 時	路盤を連続して施工する場合
	路床盛土、下層路盤	ブルーフローリング [※] 実施状況	ブルーフローリング [※] 実施時	
	基礎杭工	出 来 形	打止め完了時	
	鉄 筋	〃	組立て完了時	
○	擁 壁 工	〃	埋 戻 前	H＝1.0m以上3.5m未満
	道路横断構造物	〃	埋 戻 前	中間検査対象以外のもの
	法面整形工	〃	完 了 時	法覆工を連続して施工する場合
	法枠・法面緑化工	土質変化	整形完了時	
	鋼 橋	トルク値	ボルト本締め時	
	P C 桁	緊 張 力	P C 鋼材緊張時	
	P C 鋼材の配置	出 来 形	組立て完了時	
	橋梁補修工	出 来 形	削孔完了時	
	トンネル覆工	出 来 形	ロックボルト挿入時	延長50m未満（鉄筋及び埋め込まれる支保材料の組立完了後）
	アンカー工	〃	アンカー材挿入時	
	舗 装 工	〃	基層完了時	二層仕上の場合

（注）確認対象工種は○印とする。なお、確認頻度の多い場合は、監督員と協議すること。

6 中間検査（共通仕様書1-1-1-~~23~~24第8項）

印	中間検査対象工種	検査時期	摘 要
	橋梁下部工	埋 戻 前	
	水門下部工	埋 戻 前	
	河川横断工	埋 戻 前	
	基礎杭	打込み後	
	ダム・ため池 (砂防ダム含む)	埋 戻 前	指示する箇所（ ）
	ケーソン工	型枠取外し後	
	路盤工	完了後	上層路盤施工後に表層工を同一工事で施工する場合 (ただし、急速施工をする場合は除く)
	P C 橋桁	架 設 前	
	鋼 橋	仮組立又は現場搬入時	
	鋼 橋 桁	ボルト本締め完了後	
	道路横断工	埋 戻 前	A=1.0㎡以上(他所管協議による占用構造物)、A =2.0㎡以上(その他)
	擁壁工	埋 戻 前	H=3.5m以上。ブロック積は除く。
	トンネル覆工	完了後	(鉄筋及び埋込まれる支保材料の組立完了後)
	トンネル鋼製支保工	コンクリート打設前	
	トンネルインバート工	コンクリート打設前	
	塗 装 工	中塗完了後	
	海岸護岸工	埋 戻 前	
	ポンプ及び原動機類	工場製作完了時	ポンプの場合 φ 400mm以上
	配電盤類	工場製作完了時	上記の設備に使用するもの
	水 門 類	工場製作完了時	1 門10㎡以上
	暗渠排水工	埋 戻 前	被覆材（モミガラ等）施工の完了時
	管渠築造工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合：検査箇所100m毎）
	管渠推進工	埋 戻 前	県水道管（基準高及び接合）
	スラストコンクリート等	埋 戻 前	
○	その他必要と認めるもの		

（注） 1. 対象工種は、○印とする。

2. 受注者は中間検査対象工種が完了した時又は完了予定日の前に、中間検査願を監督員に提出しなければならない。

7 安全管理

- 1 受注者は、安全管理のための自主点検を実施するものとする。
- 2 自主点検の結果は点検書に記載し、保管するものとする。
- 3 受注者は、土石流の到達する恐れのある指定現場において、土石流に対する安全対策として監視員1名を設置し、流域状況の点検及び記録整理を実施するものとする。

4 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し、安全訓練を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) この工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) この工事における災害対策訓練
- (5) この工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全訓練等として必要な事項

また、土石流の到達する恐れのある指定現場については、関係作業員に対して工事着手後遅滞なく1回、及びその後6ヶ月に1回の避難訓練を実施するものとする。

5 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、この工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

6 安全訓練等及び土石流監視報告書の実施状況報告

安全訓練等及び土石流監視の実施状況報告をビデオ等、または実施状況報告書に記録し、報告するものとする。

7 安全のための適切な臨機の措置

- (1) 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
- (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し作業員を安全な場所に退避させること。
- (3) 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。

8 施 工 条 件 明 示

下記明示項目、事項のうち○印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けること
ので留意すること。

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
I 工 程	1 関連する別途発注工事あり ア 工 事 名 : () イ 入 札 予 定 : () ウ 制 約 工 種 : () エ 施 工 可 能 工 種 : () オ そ の 他 : ()	
該 当	2 他機関協議による工程条件あり ア 工 種 : () イ 期 間 : () 年 () 月 ~ () 年 () 月 ウ 協 議 機 関 名 : () エ 協 議 内 容 : ()	
	3 その他条件 ()	
II 用 地	1 補償物件撤去まで着工制限あり	ア 着工予定 () 年 () 月 イ 区間 (No. () ~ No. ())
該 当	対象物件 : 建 物 () 撤去予定 () 年 () 月 : 工 作 物 () 撤去予定 () 年 () 月 : 立 木 () 伐採予定 () 年 () 月 : そ の 他 () 撤去予定 () 年 () 月	
	2 その他条件 ()	
III 公害対策	1 施工法の制限あり (条件及び位置については別紙及び位置図参照) ア 騒音 イ 振動 ウ 水質 エ 大気 オ その他 ()	
該 当	必要対策 : 工 場 () 井戸等 () : 学 校 () その他 () : 病 院 ()	
	2 その他条件 ()	
IV 安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり	ア 工法制限あり イ 作業時間制限あり ウ 列車見張員 (配置人員: 1 日 () 名、延べ () 名)
該 当	2 発破作業制限あり	ア 防護工指定あり イ 作業時間制限あり
	対策対象物 ()	
	3 交通誘導員 配置人員	交通誘導警備員 A : 1 日 () 名、延べ () 名 交通誘導警備員 B : 1 日 () 名、延べ () 名
	※上記交通誘導警備員 A については、石川県公安委員会が道路における危険を防止するため 交通誘導警備が必要と認める区間の工事で、交通誘導警備業務を警備会社に委託する場合 の交通誘導検定警備員である。	
	4 土石流発生のおそれがある 渓流あり	ア 監視体制の強化が必要 イ その他 ()
	5 夜間作業あり ()	
	6 その他条件 ()	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
V 工事用道路 該 当	1 一般道路（搬入路）の使用制限あり	ア 搬入経路指定あり イ 時間帯制限あり
	2 一般道路の占用可能	ア 全面占用可 イ 片側占用可 ウ 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり 標識等の配置位置図等は 共通仕様書1-1-1-34による。	ア 一般交通供用あり イ 安全施設必要 ウ 路面工(工種 簡易舗装(標準横断面図)を参照) エ 工事完了後存続 W= m (最低総幅員)
	4 その他条件 ()	
VI 仮 設 備 該 当	1 仮設構造物の転用 ()	
	2 仮設構造物の兼用 ()	
	3 その他条件 ()	
VII 建設発生土、 補足土、 産業廃棄物 等 該 当	受注者は、下記によらず施工する場合は、監督員と協議すること。	
	① 建設発生土	ア 名 称 (有)さくら商事) イ 所在地 (鳳珠郡能登町字神和住) ウ 引渡し条件 ()
	2 補足土	ア 名 称 () イ 所在地 () ウ 引渡し条件 ()
	③ 産業廃棄物	ア コンクリート塊 (処分施設：)
		イ アスファルト塊 (処分施設： 紙谷砕石(株))
		ウ 木くず (処分施設：)
		エ その他 (処分施設：)
	4 その他条件 ()	
VIII 工事支障物件 該 当	受注者は、共通仕様書1-1-1-28に基づき、現場着手時に地下埋設物等の事前調査を行うこと	
	1 占用支障物件	
	ア 電気（電柱、支線、架空線）	移転日 (月 日)
	イ 電話（地下、電柱、架空線）	移転日 (月 日)
	ウ 水道（本管、給水管）	移転日 (月 日)
	エ ガス（本管、引込管）	移転日 (月 日)
	オ その他 ()	移転日 (月 日)
	2 その他条件 ()	

明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
IX 現場環境改善 (4内容) ・率計上分 該 当 ・積上分	1 仮設備関係 2 安全関係 3 営繕関係 4 地域とのコミュニケーション ①個別積上 内容： ②避暑・避寒対策費（精算時の設計変更対象で積上） 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費 用（エアコン、冷水機、冷蔵庫、製氷機、送風機、日よけテントなど）については、対策の妥当性を 確認の上、設計変更となる。 現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改 善費の100%を上限とする。	ア 昇降設備の充実 イ 環境対策の充実 ウ ICT設備の充実 エ 作業負荷の低減 ア 工事標識・照明等安全施設の充実 イ 盗難防止対策（警報機等） ウ 健康関連施設の充実 エ 野生生物・害虫対策 ア 現場事務所の快適化 イ 労働者宿舍の快適化 ウ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室） エ 衛生設備・厚生施設の充実 ア 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板 等） イ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営費 含む） ウ 社会貢献、地域貢献費等（地域行事等への参加費など） 費用：
X 快適トイレ 該 当 ○	「快適トイレ実施要領」に基づき実施すること。 実施内容および実施した場合の変更については、上記要領を参照すること。 1 快適トイレを原則設置すること 2 契約後、監督員へ提案・協議し、快適トイレを設置することができる。	
X I 熱中症補正 該 当 ○	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の要領」に基づき、熱中症対策に係る現場管理費の補正※を希 望する場合は、監督員と協議すること。 ※主に作業員個人に対する熱中症対策 (塩飴、経口保水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど)	
X II 遠隔臨場 該 当 ○	「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」に基づき、遠隔臨場を希望する場合は、監督員と協 議すること。	
明 示 項 目	明 示 事 項	制 約 条 件 等
X III そ の 他 該 当 ○	1 現場発生材あり 2 支給材あり ③ 工事の使用材料は、石川県エコ・リサイクル認定製品を優先的に使用してください。 ④ 工事の使用材料は、石川県内で生産された材料・製品を優先的に使用すること。 県外産を使用する場合は「様式25-2 県内産品の不採用調書」を提出すること。 ⑤ 施工地域・工事場所区分 6 設計図書の照査 7 品質証明の対象工事（共通仕様書第3編3-1-1-5） 8 労務補正（補正内容： 補正工種： ） 9 契約後VE適用 VE提案を行う場合、以下を参照のうえ、発注者と協議すること https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/vekouji_toriatukaiyouryou.html 10 その他条件（	品名・納入場所（ ） 品名・納入場所（ ） ア 市街地（DID補正） イ 一般交通影響有（2車線以上かつ交通重3000台/日以上） ウ 一般交通影響有（イ以外、常時全面通行止めを含む） エ 山間僻地及び離島 土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)に基づき実施し、 照査項目チェックリストを提出すること。 (土木一式3千万円以上、舗装・造園工事1千万円以上、その他工事1.5千万円以上)

9 再生資源（利用及び利用促進）計画書及び実施書 (共通仕様書1-1-1-20)

- 1 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

(1) 土砂の搬入量が100m³以上の工事。

(2) 碎石の搬入量が250 t 以上の工事。

(3) 加熱アスファルト混合物の搬入量が100 t 以上の工事。

- 2 下記の条件に該当するものは、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用促進実施書」を作成のうえ、監督員の確認をうけ、提出するものとする。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げるものとする。

(1) 建設発生土の搬出量が100m³以上の工事。

(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量が100 t 以上の工事。

(3) その他、建設リサイクル法の対象となる工事

- 3 上記2の「再生資材利用促進実施書」をもって、建設リサイクル法第18条の発注者への報告を兼ねるものとする。

- 4 上記1および2の作成は、最新の建設副産物情報交換システムまたは国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式（エクセル様式）によるものとし、電子データで提出するものとする。
電子データの提出方法は、建設副産物情報交換システム使用の場合はPDFファイルで、
エクセルの使用の場合はエクセルファイルとする。

※平成30年度よりCREDAS入力システムでの提出は不可とする。

なお、再生資源利用（促進）計画書・実施書及び現場掲示用の様式は、下記の石川県土木部監理課技術管理室のHPに掲載する様式ー4、5を参照すること。

石川県土木部監理課技術管理室ホームページ（土木工事様式）：

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gijyutsu/sinsinyousiki.html>

10 使用機械

1. 本工事において、工事の施工にあたり石川県土木工事共通仕様書1-1-1-34第6項の表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す建設機械を使用しなければならない。
ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械（共通仕様書 表1-1-1）	
機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

2. 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス対策装置を使用する場合の確認方法等
 - 1) 施工計画書への記載
 施工計画書の指定機械項目に
 - ①機械名、
 - ②メーカー名、
 - ③形式名、
 - ④台数等を明記すること。

11 廃掃法による管理票（マニフェスト）制度

（共通仕様書1-1-1-20第2項）

●電子マニフェストを使用する場合（石川県では、電子マニフェストの導入を推進）

電子マニフェストにより報告した内容を確認出来る書類（受渡確認表など）を提示するものとする。

●紙マニフェストを使用する場合

建設副産物の適正処理を確認するため、紙マニフェストの処分終了票（E票）を完成検査時に提示するものとする。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合は、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。

この場合、受注者は紙マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票を提示しなければならない。

また、最終処分終了後すみやかにE票を提示しなければならない。

1 対象となる廃棄物

- （1）燃え殻
- （2）汚泥 ※
- （3）廃油
- （4）廃酸
- （5）廃アルカリ
- （6）廃プラスチック類
- （7）紙くず
- （8）木くず
- （9）繊維くず
- （10）動植物性残渣
- （11）ゴムくず
- （12）金属くず
- （13）ガラス及び陶磁器くず
- （14）鉱さい
- （15）がれき類
- （16）動物のふん尿
- （17）動物の死体
- （18）ばいじん
- （19）産業廃棄物を処分するために処理したもので、（1）～（18）に該当しないもの

※ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。なお、排水処理費及び運搬費については契約変更の対象とする。

12 コンクリート構造物の品質確保

1. スペーサーについて

鉄筋コンクリートに関して、スペーサーの設置箇所及び数量は、構造物の側面については原則 1m^2 につき2個以上、構造物の底面については 1m^2 あたり4個以上設置すること。

また、型枠と接するスペーサーの強度については、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル製あるいはコンクリート製のものを使用すること。

2. コンクリートの打設計画について

コンクリートの打設作業に際しては、気温、打設高さ等の施工条件に応じた適切な施工方法を選定し、打設計画を施工計画書に記載すること。

3. 水セメント比の規定

土木コンクリート構造物の耐久性を向上させる観点から、レディーミクストコンクリート配合設計の水セメント比を鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

※なお、港湾構造物についてはこの水セメント比の規程は使用しないものとする。

4. レディーミクストコンクリートの品質確認について

1) 現場において、単位水量の確認を行うこと。

・確認時点… 現場での荷下ろし時点(コンクリートミキサー車のホッパーから採取)で行うこと。

・頻 度… 1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が 100m^3 以上の場合、2回/日(午前1回・午後1回)または重要構造物では構造物の重要度に応じて $100\text{m}^3\sim 150\text{m}^3$ ごとに1回。その他、監督員から指示があった場合。

・試験方法… 「単位水量測定要領」によること。測定結果は監督員に提出すること。

2) コンクリートの圧縮強度試験について

・測定基準… 土木工事施工管理基準の規定による。

・立会い… 公的機関で試験を実施する場合に限り、試験結果の提出をもって足りることとし、監督員の試験時の立会いを要しないものとする。(公的機関とは国公立学校試験室とするが、石川県生コンクリート工業組合県南・県北共同試験場については、公的機関と同等とみなすものとする。)

やむを得ず公的機関以外(生コンクリート会社等)で試験を実施する場合は、監督員等の立会いのうえ試験をするものとする。また、試験成績書には立会者の確認印かサインをすること。

5. 土木コンクリート構造物の品質確認について

1) テストハンマーによる強度試験を実施すること。

水セメント比の低下に伴い、水和熱量が増加するため、品質確保上十分な養生が必要となることから、築造された土木コンクリート構造物の品質が確保されているか確認するためにテストハンマーによる強度試験を行うこと。

・適用範囲… 強度推定調査の対象工種は、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(但しプレキャスト製品は除く。)、内空断面が 25m^2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(但しPCは除く。)、トンネル及び高さ3m以上の堰・水門・樋門とする。

・調査頻度… 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物単位とし、各単位につき3箇所の調査を実施すること。
調査の結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施すること。

・確認時点… 材齢28～91日間に反発度を測定し、強度を推定すること。

・試験方法… 土木学会基準「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法」に基づき行い、強度への換算式は日本材料学会「シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定方法(案)」を用いること。また、テストハンマーによる強度推定調査の注意点については「テストハンマーによる強度推定調査の6つのポイント」

(<https://www.pwri.go.jp/jpn/results/offer/testhammer/testhammer.pdf>) を参照すること。試験結果は監督員に提出すること。

2) 型枠及び支保工の取り外しは十分な強度を確保してからとする。

水セメント比の規定に伴い水和熱量抑制の観点から、高炉セメントB種を用いているが、短期強度の発現が遅いため、型枠等の取り外し時期については、コンクリート標準示方書施工編に記載されている型枠取り外しに必要な強度を確保した上で行うこと。

13 電子納品・情報共有システムの対象

本工事は、電子納品及び情報共有システムの対象工事である。

(電子納品について)

- 1 工事完成図書を電子データで納品する時の各種基準は、国土交通省並びに農林水産省の各種電子納品要領等及び石川県電子納品ガイドライン等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成するものとする。
- 2 実施内容は以下のとおりとする。
 - 1) 別紙に示す工事関係書類の最終成果を、CD-RまたはDVD-R等で2部納品する。
なお、電子納品した工事関係書類については、紙で提出する必要はない。
 - 2) 別紙に記載がない項目については、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 工事着手時には、石川県電子納品ガイドラインで定める「事前協議チェックシート」を用いて事前協議を行うものとする。
入手先：石川県ホームページ 電子納品
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e_delivery.html
- 4 発注者が行う電子納品アンケート等の調査に協力する。
- 5 工事完成図書の納品に際し、以下の事項を事前に確認する。
 - 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認する。
入手先：電子納品チェックシステム（土木）
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/
※電子納品チェックシステムの最新バージョンを使用すること
 - 2) 最新のウイルス対策ソフトで、成果品にウイルスが混入していないことを確認する。
- 6 原本性を確保するため、電子媒体はCD-RまたはDVD-R等を使用することとする。

(情報共有システムについて)

- 1 情報共有システムの使用にあたっては、本県で使用する情報共有システムの機能や条件を定めた「石川県情報共有システム機能仕様書」を熟読し、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議のうえ利用すること。
- 2 現場にインターネット環境が整っていないなど、当システムの使用が困難な場合、「事前協議チェックシート」にて監督員と協議し、その理由が適正であるときは、システムを使用しないことを認めることができる。

3 実施内容は以下のとおりとする。

- ① 受発注者間の書類の受け渡し
- ② 決裁
- ③ 承認、指示、承諾
- ④ 確認、検査 等

以上の行為を行う、または、受ける際、通常的手段（紙の書類の受け渡しや印鑑による決裁等）に代えてシステムを使用する。

4 監督員が指示するシステムの使用状況や結果に関する調査等に協力する。

5 本工事に使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- 1) 最新のウイルス対策ソフトを導入する。
- 2) OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- 3) ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

完成検査時提出書類一覧（電子納品対応版）

別紙

令和7年7月版

名 称	代理人 チャク	監督員 チャク	情報共有システム使用の有無				検査時 提示のみ	フォルダー	備考	摘要
			有		無					
			電子納品	従来納品 (紙)	電子納品	従来納品 (紙)				
契約書				○		○				契約時
発注図								DRAWINGS	発注者が作成し、 受注者に渡す	
特記仕様書								DRAWING /SPEC	発注者が作成し、 受注者に渡す	
現場代理人及び主任技術者等選任届				○		○				約款第10条
工事工程表・変更工程表				○		○				締結の7日以内
施工計画書			○		○			PLAN/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-45 請負額1千万円以上
施工体制台帳・施工体系図			○			○		MEET/ORG	下請契約書等は従来通り紙での 提出も可とする	共通仕様書第1編1-1-1-1
再生資源（利用、利用促進）計画書・実績表			○		○			MEET/ORG		共通仕様書第1編1-1-1-20
工事打合せ簿			○			○		MEET/ORG		約款第9条 共通仕様書第1編1-1-1-2
材料検査願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
材料検査願(自主施工)			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第13条 特記で指定されている項目
見本資料指定材料確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
立会確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第14条 特記で指定されている項目
段階確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
段階確認書(自主施工)			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	共通仕様書第3編3-1-1-3 特記で指定されている項目
中間検査願				○		○			紙での提出。添付資料を、シス テムで提出した場合は、電子納 品とする	共通仕様書第1編1-1-1-24
確認願			○			○		MEET/ORG	システムを使った場合は電子 ファイルのみ提出	約款第18条
調査結果通知書、設計図書訂正・変更通知書				○		○		MEET/ORG	発注者が作成し、 受注者に渡す	約款第18条、第19条
既済部分検査願				○		○				約款第37条 部分払いのある場合
仮設交通安全標示施設等自主点検書							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全管理自主点検書							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
安全・訓練等実施状況報告							○			共通仕様書第1編1-1-1-30
マニフェスト（総括表）			○		○		○ (E票、B2票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 E票又はB2票は提示のみ	共通仕様書第1編1-1-1-20
品質管理表			○		○			MEET/ORG	カタログ、ミルシート等は従来 通り提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
品質証明員通知書			○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 (100,000千円以上)
品質証明書			○		○			MEET/ORG	作成に用いた電子ファイル	共通仕様書第3編3-1-1-5 (100,000千円以上)
コンクリート耐久性向上対策（自社ソフトで作成）			○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	特記仕様書による
〃（エクセルで作成）			○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
出来形管理表・出来形図（自社ソフト作成）			○		○			MEET/ORG	PDFファイルに変換して提出	共通仕様書第1編1-1-1-23
〃（エクセルで作成）			○		○			MEET/ORG	エクセルファイルを提出	
コンクリート構造物の品質管理			○		○			MEET/ORG		特記仕様書による
工期延期願				○		○				共通仕様書第1編1-1-1-17
工事中写真			○		○			PHOTO/PIC	解像度は100dpi程度 枚数は写真管理基準	共通仕様書第3編3-1-1-6
完成写真			○	○	○	○		PHOTO/PIC	〃	共通仕様書第3編3-1-1-6
参考図			○		○			PHOTO/DRA	形式はJPEGまたはTIFF (G4)	
植樹保険証書				○		○				植栽直工50万円以上の場合 共通仕様書第1編1-1-1-44
建退共掛金収納書 (中小企業退職金共済制度、林業退職共済制度は写)				○		○				締結後1ヶ月以内 100万円未満省略可
建退共掛金充当実績総括表							○			共通仕様書第1編1-1-1-44
完成図			○		○			DRAWINGF		共通仕様書第1編1-1-1-22 発注図をCADで渡した場合
完成通知書				○		○				約款第31条
請求書				○		○				約款第31条
引渡書				○		○				約款第31条
電子納品成果品CD-R等				○		○			CD等を確認	CALS/EC対象工事
照査項目チェックリスト			○			○				特記仕様書による
創意工夫実施状況			○		○					特記仕様書による
技術提案履行確認シート			○		○					特記仕様書による
交通誘導員伝票（総括表）			○		○		○ (伝票)	MEET/ORG	総括表のみ提出 伝票は提示のみ	

14 創意工夫・現場条件への対応・社会性等に関する実施状況

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や現場条件への対応に関する項目、または地域社会への貢献に関する事項について、工事完了時までに下記の様式により提出することができる。なお、総合評価方式における技術提案事項も、創意工夫等の対象となる。

工 事 名	受注者名	
項 目	内 容	備 考
☐ 創意工夫 (軽微な工夫)	☐ 施工	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	☐ 新技術登録技術	登録技術のうち「有効とされる技術」 登録技術のうち「有効とされる技術」以外 石川県新技術認定製品
	☐ 品質	工作物の品質向上に関する工夫 品質向上のための施工上の工夫
	☐ 安全衛生	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ その他	
☐ 工事特性 (施工条件への 対応)	☐ 構造物の特性	規模が特殊な構造物 複雑な形状の構造物
	☐ 作業環境 社会条件	地盤変形、近隣構造物、地下埋設物への影響 作業条件、工程等への影響 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 緊急時の対応 広範囲にわたる施工箇所
	☐ 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 気象条件の影響 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に 対する貢献	☐ 地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション 災害時の支援、協力 ボランティアの実施

注 創意工夫等、該当する項目の□にレマークを記入し、写真・参考図等により
実施内容の詳細を任意様式（技術提案の説明資料や写真帳など）で提出すること。

14. 総合評価方式における技術提案の履行状況

判定	履行	不履行有
----	----	------

技 術 提 案 履 行 確 認 シ ー ト	
工 事 名	△△
受 注 者 名	□□
現 場 代 理 人	☆☆
主 任・監 理 技 術 者	☆☆
監 督 員	石川太郎

	項 目	番号	具体的な 技術提案の内容	施工計 画書へ の記載	履行状況の確認方法			履行の 確認者	履行の 確認日	履行 確認	備考
					確認方法	受注者と監督 員との協議日	監督員と工事管 理担当職員等と の協議日				
技術提案	(参考)記入例	1①	▲▲による■■■	○	●●●	H29.1.1	H29.1.2	石川	H29.3.3	履行	
特記事項											
不履行の処理	再施工の有無 有 ・ 無(再施工が合理的でない場合)								減点	点	

注 1) 総合評価方式における技術提案事項については、履行のための施工方法とその確認方法を施工計画書に記載すること。

2) 技術提案事項の履行確認は、監督員との協議により立会または写真などの書類によるものとし、その記録は説明資料として提出すること。

3) 本紙は、当初施工計画書に合わせて、監督員に提出すること。

4) 「判定」、「受注者と監督員との協議日」、「監督員と工事管理担当職員等との協議日」、「履行の確認者」、「履行の確認日」
「履行確認」、「特記事項」、「不履行の処理」、「減点」については、受注者での記入は不要。

5) 確認方法については、受注者と監督員、監督員と工事管理担当職員等で協議し、決定すること。

6) 本紙提出後に、記載事項の変更があれば、受注者から監督員へ本紙を更新して提出すること。

7) 受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、原則として再施工を行うとともに工事成績評定点を5点減点する。

8) 再施工が合理的で無い場合は、工事成績評定点を5点減点するとともに加算点を再計算して修正の契約額を算出し、差額分を受注者へ課すこととする。

説 明 資 料 (実 施 状 況)

工 事 名		
受 注 者		
項 目		
番 号 (技術提案)	内 容	
詳細な内容		
添付写真、図		

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

18 いしかわ週休2日工事

・週休2日工事(現場閉所)の対象

本工事は、建設現場において週休2日に取り組む「いしかわ週休2日工事」の対象工事である。

週休2日工事(現場閉所)は、原則、工事着手日から工事完了日において、週単位の週休2日の現場閉所を確保することとする。なお、港湾工事においては、月単位の週休2日の現場閉所(4週8休相当)を確保することとする。

実施にあたっては、いしかわ週休2日工事实施要領及び細則の規定に基づき実施すること。

■週休2日工事(現場閉所)

- (1) 当初設計において週単位の週休2日に係る補正係数を乗じている。
港湾工事では、月単位の週休2日(4週8休相当)に係る補正係数を乗じている。
- (2) 災害復旧工事(港湾・営繕・機械設備工事を除く)の受注者は、週休2日工事(交替制)への変更を希望する場合は、現場着手前に、週休2日工事(交替制)変更協議書(様式2)にて監督員と協議すること。
なお、週休2日工事(交替制)の費用計上にあたっては、達成状況を確認の上、達成状況に応じた補正係数に変更するものとする。
- (3) 受注者は、現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板(参考図参照)を設置すること。
- (4) 受注者は、現場着手前に対応する週休2日の休日取得[計画]表を作成し、監督員に提出・共有すること。
- (5) 受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は、対応する休日取得[計画]表を修正し、監督員に提出・共有すること。
- (6) 受注者は、工期最終日までに、対応する休日取得[実績]表を記入し、監督員に提出のうえ確認を受けること。
監督員が休日取得[実績]表により現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休2日に満たない場合は、月単位の週休2日(4週8休相当)の補正に減額するものとし、月単位の週休2日(4週8休相当)に満たない場合は、補正分を減額変更する。

■工事看板参考図

ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇を
なしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇〇〇工事

この工事は、週休2日工事です

発注者 輪島市〇〇課
電話番号 000-000-0000

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話番号 000-000-0000

〇〇〇〇建設工事		
事業主体	輪島市	
監修	輪島市〇〇部〇〇課	
設計監理	建築・設備	〇〇〇〇〇〇
施工	建築	〇〇株式会社
	電気	〇〇株式会社
	機械	〇〇株式会社
この工事は、週休2日工事です		

20 ウィークリースタンス等の推進

本工事は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、工事着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

<発注者の取組>

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各建設会社のノー残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の作業依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の作業依頼や打合せ」は控えること。

<受注者の取組>

- ・工事着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や工事の進捗状況等を常に把握すること。
- ・工事実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督職員と書面で協議すること。

21 その他

1 舗装工について

- (a) 舗装工について、以下に定めのない事項については石川県土木工事共通仕様書に従うこと。
- (b) 完成した現場に滞水しないよう、縦横断勾配を適切に設定し、監督員の承認を受けた上で施工すること。
- (c) 現地測量の際、路面排水の流末に適切かつ健全に排水構造物が設置されていることを確認すること。
- (d) 上記について、現地がこれによらない場合や施工が困難な場合、監督員と協議を行い、施工にあたること。

2 擁壁工・ブロック積工等について

- (a) 擁壁工・ブロック積工等について、以下に定めのない事項については石川県土木工事共通仕様書に従うこと。
- (b) 施工前に、十分な支持地盤が得られることを確認すること。
- (c) 施工前に、裏込め土の土質を確認し、擁壁種別・形式の確認をすること。
- (d) 上記の確認後、採用する材料および工法について、監督員の承認を受けてから施工すること。
- (e) 水抜き孔は、 $2\sim 3\text{m}^2$ に1箇所を標準とし、孔径は $5\sim 10\text{cm}$ とすること。
- (f) 水抜き孔には、吸出し防止材($30\text{cm}\times 30\text{cm}\times 2\text{cm}$)を設けること。
- (g) 基礎地盤の根入れ深さは、地表面から支持地盤までの深さとし、底版厚さに 50cm 程度を加えた根入れ深さを確保するものとする。前面に水路がある場合、水路底から 50cm 程度根入れを確保すること。

22-1 労働者確保に要する間接費の実績変更に係る特記仕様書

第1条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて契約変更することができるものとする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借り上げ費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条 受注者は、設計変更を希望する場合、工事着手までに概算の実績予定費を含め様式1により監督員と協議するものとする。なお、実績変更対象費の対象は「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準」に記載のとおりとする。

第3条 受注者は、労働者確保に要する間接費の設計変更を請求する場合は、工事打合せ簿に、実績報告書（様式3）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議するものとする。
なお、実績報告書及び証明書類の提出期限等については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第4条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、間接費の設計変更の対象としない。

第5条 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準及び標準歩掛に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

第6条 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び法的措置及び入札参加停止等の措置を行う場合がある。

第7条 受注者は、間接費の設計変更に係る契約変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

22-2 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更に係る特記仕様書

下記の建設資材については、安定的な確保を図るために、平常時よりも輸送費をかけて遠隔地から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、購入費（現着の資材単価）及び輸送費に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び石川県建設工事等入札参加資格に係る入札参加資格停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

○購入費の対象となる建設資材は、生コンクリート、石材・骨材・土砂、アスファルト合材、コンクリート2次製品とする。

○輸送費の対象は、仮設材（鋼矢板、敷鉄板等）とする。

[協議]

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、様式1に次の事項を添付し、発注者と協議すること。

①遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称
（使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」）

②遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由

（平常時の輸送元に、建設資材がないことを証明する資料※など）

※平常時において出荷可能な3社以上の見積り依頼書及び辞退が明記された回答書等の原本

③製造・生産工場を選定した理由

④建設資材の見積書

⑤その他、監督員が必要と認めるもの

[設計変更の協議]

受注者は最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）、使用証明資料（納品書等）を工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、請負代金額の変更について協議すること。